

春の交通安全県民運動実施要綱

運動期間:令和8年4月6日(月)～15日(水)

交通事故死ゼロを目指す日:令和8年4月10日(金)

運動の目的		この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。		
運動の進め方		実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。		
運動の重点及び実施事項				
重点	通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底	飲酒運転の撲滅
運動者・歩行者は	○ 横断歩道を渡る、信号に従うなど基本的な交通ルールを守りましょう。 ○ 道路を横断するときや横断中は周囲を確認し、安全に横断しましょう。 ○ 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を心掛けましょう。 ○ 歩きスマホはやめましょう。	○ 運転中のスマートフォン等での通話や画像を注視する「ながらスマホ」は絶対にやめましょう。 ○ 横断歩道に横断者がいるときは、必ず一時停止して横断者を優先させましょう。 ○ 早めのライト点灯を心掛けるとともに、夜間や先行車がない状況ではハイビームを活用しましょう。	○ 本年4月1日に自転車の交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを理解し、自転車の基本的な交通ルールを遵守して安全に利用しましょう。 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう。 ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。(※) ○ 自転車保険に必ず加入しましょう。	○ 体調と翌日の運転予定を考慮して「適正飲酒」を心掛け、二日酔い運転をしないようにしましょう。 ○ 自転車と車の飲酒運転の罰則は同じです。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。
	家庭・地域・職場では	○ 「止まって、見て、合図を出して、待って渡る」など道路の安全な横断について家庭等で話し合いましょう。 ○ 通りなれた道路の危険箇所や身近に起きた交通事故等について話し合いましょう。 ○ 反射材用品の有効性を理解し、活用を呼び掛けましょう。	○ 運転中の「ながらスマホ」を防止するための注意喚起を行いましょう。 ○ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性について話し合いましょう。 ○ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの必要性について話し合いましょう。 ○ 外国人従業員に対する交通安全教育を推進しましょう。	○ 自転車の「青切符」導入を踏まえ、自転車の安全利用について話し合いましょう。 ○ 命を守るためにヘルメットを着用することについての必要性について認識を深めましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
実施機関・団体では	○ 歩行者と運転者双方の交通安全意識を高める横断歩道マナーアップ運動を推進しましょう。 ○ 子どもが日常的に利用する通学路等での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 生活道路における法定速度の引き下げ及び「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進しましょう。	○ 交通事故の発生状況を踏まえた広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発を推進しましょう。 ○ 安全運転サポート車やドライブレコーダーの普及を促進しましょう。	○ 自転車の「青切符」の周知を図るとともに、自転車の交通ルールを理解させる交通安全教育を推進しましょう。 ○ 自転車の「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転の罰則整備に関する広報啓発を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。	○ 過去に発生した悲惨な飲酒運転事故の風化防止の取り組みを推進しましょう。 ○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールの分解速度や運転に及ぼす影響等に関する広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業(宣言の店)への登録及びハンドルキーパー運動を促進しましょう。
	○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。			

※ 自転車安全利用五則 ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用